

山形市立第九小学校 「いじめ対応」の基本ステップ

(山形市教育委員会『指導の指針』に基づく)

⑤ ④ ③ ② ①
そ せ す し さ
組織で / 誠意をもって / 素早く / 慎重に / 最悪を想定し

1 児童の気になる情報をキャッチ

- 児童，保護者からの訴え
- 他の児童・保護者から
- 児童のサイン
- アンケート調査等

○単独での判断・対応は厳禁

○素早く組織で対応

2 情報の報告・共有 ほうれんそう（報告・連絡・相談）

担任→学年主任→教頭，生徒指導主任→校長

いじめ対応委員会

校長，教頭，教務主任
担任，学年主任，関係職員
主宰：生徒指導主任

3 いじめ対応委員会(1) … 聴き取りをする前に計画

○事実確認のための計画（情報の確認・共有，事実確認の項目検討，役割分担，保護者への連絡）

4 いじめ対応委員会(2) … 事実確認(集約・整理)

○事実関係が確定するまで，事実確認を繰り返し，確認内容を集約する。

5 いじめ対応委員会(3) … 対応方針の決定・指導体制の確立

○必要に応じて，外部機関との連携 ○市教委へ報告・必要に応じ相談

6 いじめ解決への指導・支援 と 経過観察

- 被害児童への対応と支援
- 加害児童への指導と支援
- 保護者との連携
- 周囲の児童への指導と支援

7 経過観察の報告・支援の継続

○経過観察の情報を共有し，状況に応じて，その後の支援方法などを検討する。

8 いじめ対応委員会(4) … いじめ解決の確認

○いじめが解決したかどうか認定する。解決していない場合は，「5」に戻り，対応を再検討する。